

季節労働者の方へ

離職前でも申込可！

パソコン・特別教育・技能講習受講費用の助成について

協議会では、季節労働者の方が通年で働くために必要な資格を取得できるよう、下記講習の受講料(テキスト代含む)を全額助成します。

1 助成対象の講習(募集人数)

- ・パソコン講習：入門・ワード初級・ワード中級・エクセル初級・エクセル中級(5名)
↳ 5講習のうち申込はひとつとなります。中級申込条件：ワード・エクセル使用したことあり
- ・クレーン運転業務特別教育2日間(1名)
- ・小型車両系建設機械運転業務特別教育2日間(1名)
- ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育1日間(1名)
- ・テールゲートリフター特別教育1日間(1名)
- ・小型移動式クレーン運転技能講習3日間(2名)
- ・玉掛け技能講習3日間(2名)
- ・高所作業車運転技能講習3日間(2名)

2 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ①北斗市・七飯町・森町・鹿部町に住所を登録されている季節労働者の方
- ②次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で、確認書類(写し)を提出できる方
 - (1)雇用保険の被保険者種類が**短期雇用特例被保険者**として雇用されている方又は離職予定の方
 - (2)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が**短期雇用特例被保険者**であった方(離職年月日が令和6年4月1日以降の方)
 - (3)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和6年4月1日以降の方)

3 講習予定日 裏面に掲載しています

4 申込期限 令和7年12月17日(水)

5 申込に必要なもの

①パソコン・特別教育講習委託事業申込書

②アンケート調査票

③誓約書

④印鑑(ゴム印以外の印鑑)

⑤雇用保険特例受給資格を証明する書類【詳しくは裏面に掲載しています】

※用紙は協議会事務局(北斗市役所)及び七飯・森・鹿部の各町役場の労働担当課にあります。

6 書類提出先 協議会事務局(北斗市役所)及び
七飯町・森町・鹿部町役場の労働担当課

注意事項

※先着順に受け付けします。人数に達した時点で、申込期限内でも募集を締め切ります。

※お申し込みは、パソコン・特別教育講習のうち一人1講習です。

※受講者の都合で講習を修了できない場合は、講習料を受講者本人に負担していただきます。

講習予定日 (変更になる場合があります)

パソコン講習	平日3~5時間。講習日時は受講者と教習先との調整となります。		
クレーン運転業務特別教育	6/21(土)~6/22(日)	11/22(土)~11/23(日)	
小型車両系建設機械 運転業務特別教育	9/13(土)~9/14(日)	10/11(土)~10/12(日)	
フルハーネス型墜落制止用器具	12/10(水)		
テールゲートリフター	7/25(金) 11/27(木)		
小型移動式クレーン 運転技能講習	6/26(木)~6/27(金)・6/29(日)	8/1(金)~8/3(日)	
	10/17(金)~10/19(日)	12/4(木)~12/5(金)・12/7(日)	
玉掛け技能講習	7/1(火)~7/3(木)	8/25(月)~8/27(水)	9/16(火)~9/18(木)
	10/1(水)~10/3(金)	11/4(火)~11/6(木)	12/1(月)~12/3(水)
高所作業車運転技能講習	7/4(金)~7/6(日)	10/24(金)~10/26(日)	12/12(金)~12/14(日)

雇用保険特例受給資格を証明する書類

- (1) 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方または離職予定の方
→下記の(ア)提出 **離職前でも(ア)で申込可!**
- (2) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(離職年月日が令和6年4月1日以降の方) →下記の(イ)(ウ)のいずれか提出
- (3) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和6年4月1日以降の方)
→下記の(イ)前職分と(ウ)前々職分提出(両方)

(ア) 雇用保険被保険者資格取得等
確認通知書(被保険者通知用)

この数字が2又は3の方

(イ) 雇用保険被保険者離職票1と2(両方)

この数字が2又は3の方

(ウ) 雇用保険特例受給資格者証(受給資格通知)

ここに特例と記載がある方

お問い合わせ先 南渡島通年雇用促進支援協議会

《事務局》〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号
北斗市役所 経済部 水産商工労働課内
TEL 0138-73-3111



平日8:30~17:00 / ㊟ 土日祝・年末年始(12/29~1/3)

《協議会構成》 北斗市・七飯町・森町・鹿部町
北斗市商工会・七飯町商工会・森商工会議所・森町さわら商工会・鹿部商工会
北海道渡島総合振興局・函館公共職業安定所(運営委員会オプザーバー)

※詳細については、北斗市ホームページサイト内 検索で「南渡島通年雇用促進支援協議会」で検索、またはご連絡ください。